

# 近世撰家の家臣統制と家内秩序

## —享保期、一条家の家内騒動と家法を中心に—

田 中 暁 龍

はじめに

近世の公家社会に関する研究は、「固有の機能を担う複合的な身分集団」<sup>(1)</sup>として集団内部の構造的解明を行ったものや、近世的公家社会の形成とその変容に着目したもの<sup>(2)</sup>、近世都市京都という視点から、公家の居住形態等に着眼した研究もみられる<sup>(3)</sup>。近年は、このように近世の公家社会を構造的または段階的にとらえる取り組みが徐々に蓄積されている<sup>(4)</sup>。

一方、近世公家の家臣についても少しずつ研究が深められている。撰家では、新見吉治氏が五撰家全体について、中村佳史氏が二条家について<sup>(6)</sup>、石田善明氏が近衛家について、松田敬之氏が一条家および宮家・撰家について<sup>(9)</sup>、それぞれ家臣の分析を行っている。

清華家では、箱石大氏が広幡家について、藤實久美子氏が西園寺家について<sup>(11)</sup>、拙稿が今出川家及び三条家について、それぞれ公家家臣の分析を行っている<sup>(12)</sup>、階層構成や家内秩序について考察を行っている。また大臣家では、尾脇秀和氏が正親町三条家について<sup>(13)</sup>、その他の堂上では、西村慎太郎氏が勧修寺家について<sup>(14)</sup>、尾下成敏氏が西洞院家について<sup>(15)</sup>、松田敬之氏が冷泉家について<sup>(16)</sup>、田中潤氏が門跡について、それぞれ家臣の分析を行っている。

本稿では、近世の撰家、なかでも一条家の家臣統制と家内秩序の問題

に着目し、一条兼香の家臣統制および家法の制定について考察を行う。

近世公家の家法に関しては、宝暦期成立の三条家、寛政期成立の今出川家、文化期以降に成立した広幡家の事例が知られているが、近世の公家社会の支配に大きくかわった撰家については検討が不十分であり、その点からもさらに実態の究明を行いたい。以下、特に断らない限り、主な分析対象とした史料は東京大学史料編纂所所蔵「兼香公記」<sup>(19)</sup>である。

### 一 一条家「家法」の制定

本稿の分析対象とする一条家の家臣については、そうした家臣団の実像を詳細に明らかにする史料が乏しいが、近年、松田敬之氏が幕末・維新期の一条家家臣団について分析を行っている。松田氏は、幕末期の一条家の家臣団編成を分析するとともに、「下橋敬長講演筆記」「一条家諸大夫伝外」等の史料をもとに、諸大夫・侍・用人・近習・中小姓・勘定方・青侍らが、先祖から一条家に伺候し、あくまでも家臣ではなく「伺候」しているに過ぎないとの理解を有していたこと、中には天皇の直臣という意識を強く主張する者もいたこと、などを明らかにしている。

さて、本稿が対象とする一条家当主、兼香（一六九三〜一七五一年）は、それまでの当主、教輔（一六三三〜一七〇七）、兼輝（一六五二〜

一七〇五)とは異なり、鷹司房輔の末子に生まれ、兼輝の養子となった。このように、他家から養子に入ったことは、一条家の家臣統制において少なからぬ影響を与えたものと考えられる。

例えば、兼香が諸大夫の一人難波常定に対して、それまで課していなかった「霊前令供膳之事」を、今後行うよう申し付けたところ、かえって「旧習」と称して自らの役目ではないことを主張する状況があり(享保七年七月十五日条)、こうした役務を課することに不平を口にする家臣を前に、強いることを躊躇していたようである。「霊前令供膳之事」の内容やそれがどれほど家臣の意思に沿わないものなのかが判然としないが、撰家一条家においては、当主が諸大夫に主従関係を行使する上で、必ずしも強要できない領域の存在が、このように垣間見られる。

少し時期が下るが、享保九(一七二四)年次の一条家の諸大夫について記した史料1を、次に引用する。

史料1(享保九年十月十一日条)

弘方来申云、昨日則信朝臣令申内意、彼者為当家譜代之故、近江守弘之宿弥まだ可存由緒、彼者義不来者、後世譜代為臣下之義不可知之故、正月など節句有用事時節、若使等之儀有之者可来之事、近江守令申含之処、彼方も内々欲願申義也、何分二も宜令存之旨也、弘方儀、自先年令希之故也、当家難波・入江等之外、当時不足之故、尋常被加諸大夫列云々、土佐一条安波断絶、当家称本家、諸大夫白川・常盤井以下中絶、押而入江・難波・保田等家為家称号也、仍未系図見出云々、仍堀川家出入之事、如先格可相勸令願也、是尋常奉公不願、只正月節句など二諸大夫可為無人之時可參、為願努々供奉

など家法之義如当家諸大夫不申付事云々、

六位侍藤盛秀迄自故祖母至当代三代也、六位侍二代云々、

右の史料1の記述によれば、難波家は定規に至るまで一条家四代の諸大夫であり、入江家は慶長期に一条内基以来の諸大夫であった。土佐一条家が断絶し、諸大夫白川・常盤井家は中絶となり、当時、一条家諸大夫の保田盛福が享保元年関東下向中に「乱心自害」するという事件があり(八月六日条)、孝忠・利忠・盛福の三代をもって中絶し(後に継嗣を立てる)、享保九年当時、難波・入江家のほか諸大夫がいなかった。

また堀川家は、官人とは言っても「成恩寺殿下」(一条経嗣)以来三百有余年の家臣であつて、当主に供奉し、通常諸大夫列に加えられていたこともあり、入江則信が兼香の意向を伝えたところでは、正月などの節句で人手が必要な時、もし使等のことがある時は参るよう申し含められた。堀川弘方にとっては願うところであり、兼香の勧めに従うことになったことがわかる。このように、享保期の一条家の諸大夫が入江家と難波家の二家となったため、宮中での職務遂行(「公儀之事」)に支障をきたし、近習らを臨時的に諸大夫に取り立てる必要が生じていた。

そこで、「公家鑑」<sup>(21)</sup>を用いて近世撰家の諸大夫の人数の変遷を分析してみると、表1のように表すことができ、大凡の様子を読み取ることが可能である。表1によれば、近世前期には二〜四名程度であったが、元禄期以降に四〜七名程度となり、一家家が近世を通して三〜六名程度で推移している一方、他の撰家は享保期以降、ほぼ倍増し、幕末期には他の四家で十名を超えたが、中でも近衛家では二十名を超えた(一条家では、天明期と慶応期には諸大夫の増加がみられる)。表1には、「公家鑑」に記載のあった一条家諸大夫の家名を掲げたが、ここでは近世を通じて「入江・難波・保田」という譜代の三家を中心に構成がなされ、享保期以降、状況に応じて臨時的、またはある程度継続的に、新家取立の者(若松・

表1 近世摂家の諸大夫数の変遷

元号	西暦	近衛	鷹司	九条	二条	一条	一条家諸大夫
天和元	1681	4	2	4	1	4	入江、堀川、保田、難波
貞享3	1686	3	3	3	3	3	入江、保田、難波
元禄2	1689	3	2	3	2	3	入江、保田、難波
元禄4	1691	3	2	3	2	3	入江、保田、難波
元禄13	1700	5	5	6	4	4	入江、保田、難波②
宝永5	1708	6	7	4	4	3	入江、難波②
正徳2	1712	6	7	3	4	4	押小路、入江、難波②
正徳5	1715	6	7	6	4	5	押小路、難波②、入江、保田
正徳6	1716	6	7	6	4	5	押小路、入江、難波②、保田
享保5	1720	8	7	6	6	5	押小路、難波②、入江、保田
享保11	1726	5	8	6	6	3	入江②、難波
享保16	1731	5	8	4	6	3	入江②、難波
享保20	1735	5	9	6	5	5	入江、若松、原、保田、白川
寛保3	1743	5	9	6	6	4	入江、原、保田、白川
延享元	1744	5	7	7	10	4	入江、原、保田、白川
寛延2	1749	4	9	9	11	6	入江②、源、保田、白川、難波
宝暦元	1751	6	4	10	11	4	入江②、保田、難波
宝暦7	1757	6	5	6	10	5	入江②、保田②、難波
明和8	1771	7	6	10	8	5	入江、島、難波、保田、岡本
安永3	1774	9	7	10	8	5	入江、島、難波、保田、岡本
安永6	1777	9	7	11	9	5	入江、島、難波、保田、岡本
天明7	1787	9	8	9	6	7	入江、岡本、森沢、入江、難波、若松、保田
寛政6	1794	8	7	10	6	5	入江②、岡本、難波、保田
享和3	1803	6	8	9	4	6	入江②、岡本、難波、保田②
文化5	1808	8	8	9	5	6	岡本、入江②、難波、保田、若松
文化7	1810	8	8	9	5	6	岡本、入江②、難波、保田、若松
文化8	1811	9	8	10	—	6	岡本、入江②、難波、保田、若松
文化13	1816	8	10	11	4	5	岡本、難波、保田、入江、若松
文政2	1819	8	8	11	4	4	難波、保田、入江、若松
天保3	1832	10	9	11	8	6	難波③、保田②、入江
弘化元	1844	12	8	7	9	4	難波②、保田、入江
嘉永3	1850	13	11	11	10	4	保田②、入江、難波
安政元	1854	13	10	11	16	4	保田②、入江、難波
安政4	1857	14	10	11	12	4	入江、難波、若松、保田
安政6	1859	13	9	11	15	5	入江②、難波、若松、保田
文久3	1863	11	7	9	9	4	保田、入江、森沢、岡本
慶応元	1865	20	8	13	9	10	入江②、保田、若松、岡本、森沢②、下橋、伊地知、丹下
慶応3	1867	11	7	10	12	7	入江②、保田、若松、森沢、岡本、下橋
明治元	1868	9	7	10	11	6	入江②、若松、保田、森沢、岡本

※『近世朝廷人名要覧』をもとに作成。文化8年の二条家は、「落丁」のため記載できない。また、表中の②または③は、各諸大夫家において重複した人数（2人または3人）を表す。

原・白川・島・岡本など）が諸大夫に登用されていたことが判明する。本稿で対象とする享保期に限れば、享保五年「新校正御公家鑑」や同十一年「新校正御公家鑑」、同十六年「新校正御公家鑑」の記載では、一家の諸大夫は入江父子と難波家の三者のみが記され、同時代の他の撰家と比べると少ない人数で構成され、三家のうちの一家の故障は大きな問題を孕んでいたことがわかる。

享保四年に三十三歳を迎えた一条兼香（從二位権大納言）は、こうした家政運営の課題を抱えており、家礼の中山兼親（從二位権大納言、三十六歳）には何かと相談するのが常であった（同年六月六日条）。諸大夫の補充にかかわって家礼の中山兼親と相談し決定したことを記した史料2を次に引用する。

史料2（享保四年六月六日条）

一 抑中山大納言令相談云、下官方当時無人、諸大夫可申付無人、而（兼親入江）當時雖候兩人相替二、当番之事、下官用事不申達、仍謂家中之事、謂公儀之事、皆下官兩方江申達、而其間ぬけさるやう二申付也、故二猶以無人、而保田家ハ去享保元年依一乱今暫難申付名跡、然ハ雖非只今、此間依故障常定父子不出仕之故、則信朝臣忝人也、若於所勞者、何とも公儀あひ難成之間、自故殿勝手方用事諸大夫不勤之間、今度若松主殿儀父右兵少尉、故殿久々勞有之、而主殿事、十ヶ年何無子細令奉公之間、今度六位侍申付可然哉、依右子細令相談、尤下官内々申付候以後可申相談処、若段々依申断者難申付之間、若下官依若年如此令申者、先停止了、又無子細ハ其元被申聞候様二頼、

一 中山大納言云、此儀自彼卿兼而可被申由被存幸之事被申珍重、猶勝手可申渡之由也、

申処、度々被申理、而中山大納言云、主税助儀者相役也、而依本官申之、而彼者補代也、若諸大夫不足時者、可有如何旨被申之、仍段々被申之故二先申請云々、

一 中山大納言被出予前、被申渡趣被申之、故二招則信朝臣（兼親）主殿（右衛門少尉從六位上）等召出段々勞之事令告之、明日勝手小折紙相認、中山大納言令相談可申上之由令之、（此間中山大納言被出了于時高津越後守来下官令向日限之事問之明日中山大納言可向之由有申沙汰云）而被出被申云、主殿之事、再三中山大納言被申之上ハ、申畏奉之由、而家中可有存入之間、一ハ下官為家中也、先若年之事也、一兩年相止、其節ハ可申御請之由也、

史料2の記述で興味深いのは、「故殿」の時以来、諸大夫が勝手方用事を勤めていなかったということであり、一家家では、二代にわたって家政運営に課題を抱えていたことがわかる。兼香は現状の諸大夫二人体制では「家中之事」「公儀之事」の両方の役割を果たすことが難しい状況にあったことがわかる。そして、兼香が自らを「若年」と認識していたことで、近習の若松盛秀を諸大夫として「六位侍」とすることを躊躇し、中山に対して、本人への説得を依頼していた。結局、本人の同意を得、近習の若松盛秀を諸大夫とすることとなった。史料2の記述のように、享保期の一条家は、家政を取り仕切る諸大夫の不足に悩み、かつ人材の育成と教化が急務の課題となっていたのである。

享保七年八月には、一条家諸大夫の入江則信がほかの家臣三名とともに、前年冬に富くじの件で京都町奉行に吟味を受け、その後免じられていたことが発覚する。<sup>(24)</sup> 入江則信は処罰を免じられたにもかかわらず、進んで禁裏付小宮山昌方へ申し出ないことを、武家伝奏より指摘を受けている。<sup>(25)</sup> 兼香は、富くじなどの賭け事が一条家「家法」に違反し、かつ武家の法にも背いたことで、処罰する必要性を感じつつも、家臣に対して減罪一等とし暇を与え何方でも勤めるよう申し付けることとし、御所勤

めが仮に許されるとしても今暫くは見合わせるように申し伝え、少々銀子を与えて退出させている（享保七年八月九日条）。兼香は、諸大夫の不足のほか、家中全体の不行跡と啓蒙にも課題を抱えていた。

この事件に前後し、兼香は「明君家訓」や「武士訓」など三冊を家臣に与え読むように指示するが、家臣がこれに従わず、兼香は半年後にも再び読むように申し付けている。兼香は、自らの日記に「学問きらひハ何以不可教事も無之、可歎々々」と記し、家臣に対する学問への啓蒙の難しさを吐露している（享保七年七月二十二日）。その後兼香は、家中において「小学」の講義を聞かせることにした（同七年八月二十日条）。では、ここで話題とされている一条家「家法」とはどのようなものであったか。一条兼香の父兼輝は、次の史料3のように記している。

史料3（延宝七（一六七九）年二月二日条）

今日、慈母召仕中藪（山科言行女）名狇、故孝忠（保田）有不義密通千種（千種有能）相奴僕之子、此事去冬依落艶簡露頭、……仍今日被下御暇、追却山城国中并備前国中了、最難可被行死刑、慈母为重服中之间、被加慈悲宥之、降一等及如此之沙汰、……予召右両人及定長朝臣（入江則定・樂人近純）申渡之、内匠頭利忠（保田）孝忠朝臣（者定）止出仕、可閉門・籠居之旨申含了、亦故孝忠朝臣後家予為恩惠少々遣米、然而自今以後為勘当之間召上之了、右旨申渡之後、予家法（27）不義事数ヶ条含諭諸大夫了、（傍線は筆者が付す）

史料3は、兼香母輝子（池田光政女）に仕えた狇という中藪が千種有能の家臣の子と密通をした件で、父兼輝が中藪の縁戚利忠・孝忠を「止出仕」「閉門・籠居」とし、中藪を「勘当」「召上」とする処分を申し渡した件を記している。その際、史料の傍線部にあるように、すでに兼輝の時代には「予家法」<sup>27</sup>一条家「家法」が存在し、数か条にわたって「不義」のことについて諸大夫を諭していたことがわかる。では、兼輝が記

した一条家「家法」の内容とはいかなるものであろうか。

享保八年四月四日、兼香は、諸大夫入江則信ほか近習に至るまで、格式を守ること、読書・講学のこと、酒を控えること、番所勤めにおいて行跡を正しくすること、当主が重んじる君臣間の節義は義理を守ること、先代からの家風に従い、理に叶わない事があっても身分・職分を守るべきことなど、六か条にわたって家臣に申し渡している。これら六か条は、「家法」があることを前提として、家臣の状況に鑑みて、臨時的に簡潔な文言で示し、家臣の不行跡を禁じ、「家風」の維持をねらいとして発せられたものと思われる。

享保九年に入ると、兼香は家臣編成にかかわって一つの改革を行っていく。同年三月五日、兼香は諸大夫入江則信を呼び、勝手方にかかわる役職の設置を考慮している旨を伝え、史料4のような新たな人事を発表した。

史料4（享保九年三月五日条）

申刻、於予前令候則信朝臣、（入江）  
勘ケ由申渡云、  
進物方請取之事者、此度多門（北小路）へ令申付、仍此役者三人者不入事也、重而可申付事可有之、藏之事者如只今可存知也、  
此度申付者当家称用人、諸事以其意可相勤也、尤此以後者可置此役存念之段告之了、

勘解由

- 一 諸事勤方只今迄ノ通、相心得可申事、
- 一 御用向万事（主税勤・右衛門尉）不参之時、口向へ申付之義、滞無之様ニ可仕候事、（尤御用筋在之候ハ、諸大  
夫共へ直ニ可致相談事）
- 一 万事御用不限奥御事、不及訴諸大夫共へ、直ニ言上可仕事、

多門

一 紙棚御到来物出入諸事紙出シ入可仕事、

尤右近・勘ヶ由可申合事、

多門・鞆負<sup>(津幡)</sup>

一 御手廻り御道具諸事心ヲ付、不沙汰無之様ニ可仕候事、

一 御文匣類外へ參候節書付置、帰候節都合いたし候様ニ吟味可仕候、

尤何も申合可心付候得共、尚右之世話いたし可申事、

右の史料4によれば、新たに勘解由、北小路多門、津幡鞆負（若松盛秀弟）の三名を登用し、勘解由には蔵の事を管掌させ、高橋景春（村田主税助）・若松盛秀に代わって口向や奥向の事柄を担当すること、多門には進物方請取を掌り、進物等の出入れを担当すること、多門と鞆負には手廻り道具や文匣類の管理を担当するよう、それぞれ命じたことがわかる。このように、高橋景春と若松盛秀に加え、人材を登用することで勝手方の機能を補充しようとしたと思われる。

そして享保九年三月六日、兼香は、次の史料5のように、一条家の「家法」である「故殿御条目」の再確認を行った。

史料5（享保九年三月六日条）

去宝永七年十二月廿一日者、去天和二年御改、甚ふるく見苦文字不分明之故令改之、其節從故殿御条目、仍記之、

定 掛板云、

一 於少事も興々を立寄合、所々悪口・雑言・人毀・邪悪之事等堅仕問敷事、

一 於番所礼儀正しく不作法無之様相嗜、須臾之間も臥寝不可仕事、

并雖御留守右之旨不可懈怠事、

一 傍輩中之交、不礼・無作法之様無之様相嗜、老若上下之差別可相

守事、

一 博奕<sup>并</sup>かるた・双六其外何事によらず、料足一錢にてもかけわさ

仕問敷事、

一 遊女・比丘尼等昼夜に不限部屋へ呼入候事可為停止心付、三美線・尺八以下放埒之遊興停止之事、

一 無昼夜令他出時者、前方急度御断可申上事、

一 火之用心堅可相慎事、

一 無昼夜部屋へ他所之者呼入候事可為停止、若無抛子細有之者、令言上可随御下知事、

一 御供之時待居之間、高声・雑談不礼之形儀堅可相嗜事、

右条々於違背者、急度曲事可被 仰付者也、

奏者所下部等其定今日不改、後日可改所存也、

定

一 親を大切に可重候得者、君に御奉公を實につくし候筋に候之条、人々相たしなミ可申事、尤上下傍輩之間、右之心得たるへき事、一 少事にも虚言をかまへ、行迹みたりかましく無之様ニ相たしなみ、私忿私慾を出し候事堅仕問敷候、尤少々の善にても交にならひ、過失相あらため可申事、

一 何事によらず、筋目を正し明め候て勝手沙汰仕問敷事、

一 自分にすぎこのまさる事をゆすりあひ、又漫に報恩を求める事、

堅無之様に相たしなミ、自分への職分を守り候て、下よりしては上分の者を犯ししのくやうなる事無之、自分にかへり求候様ニ可仕事、

一 諸事勤惰得失賞罰、御裁許 上之儀に候事、

享保八癸卯年十一月一日

史料5によれば、宝永七（一七一〇）年十二月二十一日の「家法」は、もともと天和二（一六八三）年に改められたが、古くて見苦しい文字で見えにくくなっている。今回、父兼輝の代のものに従い改めて条目

を出したということで、前半の「定」が家臣への「家法」であり、後半の「定」が奥の女中らに出したもので、前者には「掛板云」とあることから、板に記したものを壁掛けにしていたと思われる。

家臣へ出された「家法」条目には、悪口・雑言・人毀、邪悪之事等の禁止、番所における礼儀作法、家臣間の礼儀作法および長幼・身分遵守、博奕やかると・双六など賭け事の禁、遊女・比丘尼等の入室禁止、三味線・尺八など放埒な遊興の禁、無断外出の禁、火の用心、他所の者の入室禁止、御供の際の行儀など、九か条にわたっての規定を確認し、後日改める所存のあることを知らしめている。ここに賭け事の規定が「家法」に明記されていたことが確認できる。さらに女中衆に対しては、親への孝行と主君への奉公、家臣の上下の遵守、不行跡・私利・私欲の禁、正路な行動、職分と身分の遵守、命令遵守など、五か条にわたって定めた。

このように、兼香は、享保元年の諸大夫保田の自害に端を発し、諸大夫の欠員のため職務遂行に支障を来す一方、家臣の賭博など不行跡の問題を抱えながら、「明君家訓」や「武士訓」をはじめ小学の講読などの啓蒙に当たったが、功を奏しなかった。諸大夫の増員に関しては、家礼の中山兼親とも相談し、勝手向については臨時的に家臣を取り立てるなどして対応する措置をとった。しかし、家臣の不行跡の問題を深刻な事態と受けとめ、兼香は、享保八年に父兼輝の「家法」を用いて規範の再確認を行い、家臣の綱紀肅正と啓蒙に努めた。

## 二 一条家の家内「騒動」と諸大夫の処罰

享保九年三月七日、兼香は家中に儉約を伝える一方、儉約帳が未だ清書されていないので、家臣の高橋景春・若松盛秀らに注意を促している。また家中へ申し渡す事として、まず暫くの間、領地へも書付を下し、祈禱料や東福寺仏料遺物以下のものを儉約とする旨を若松盛秀に伝えた。

同八日、高橋景春が二日前には香典の件を済ました旨を伝えていたが、十日になって持参したことが発覚し、兼香は当主を欺く行為だとして憤慨することとなる。兼香は入江則信を呼んで次第を伝える一方、高橋景春に対して主君を欺いた件で追及したところ、本人は否定するのであった。兼香は、間違いなら二日前に伝えるべきだとし、後で報告するとは「柔弱悪事」だと怒りを露わにした。

兼香は、前年より高橋景春・若松盛秀兩人へたびたび言い聞かせ、処分を行わないでいたところ、理にかなわず当主を軽んじるころがあり、もし不義によるならば、これは「騒動」に値するものだと認識していた。善行を積むよう個人的に申し聞かせても、実際に行動できないならば不忠であり、このままでは摂家としての職責も果たせないことを兩名に伝えた。通常、下部一人を任せさせ改善させるのに二・三年を要するが、事の次第を当主に上申できないことは不忠の至りだと認識する。そして、進物帳を担当する高橋景春は、当主を欺き不誠実で、このような事は理にかなわず、急度、進物帳を改めることとし、自己の罪無きことを主張するのであれば、「小学」講読に耳を傾けない事や、まして四書六経を聞かせるのは何ゆえであるか、何を学んでいるのかと、強くその腹立ちを自身の日記に記している（享保九年三月十日条）。

同九年三月十五日、入江則信・若松盛秀等が、当時諸大夫が無人で、高橋景春・若松盛秀父子だけでは事が立ちゆかないので、宿を含め三番勤務とし、兩人不参の時は報告するように申し渡した。若松盛貞は父兼輝へ忠義をもって仕えたことから、勝手方用事も勤め、使者などは、今のように、難波定規・入江則明等が繰り返し勤めるよう申し付けた。

同九年三月十八日、勘解由に対して、このたび、器量を考慮し役義を申し付け、身分の上下に諸事気をつけ私心無く心得ることを伝え、さらに二点を加えた。一つには、家中何事についても尋問すべきことがあれ

ば召し出し、諸大夫は高橋景春・若松盛秀らと図って、各々が意見を尽くし、近習・青侍・坊主共や下々へ申し渡す時には立ち合う事、但し、百姓らへ申し渡す時、諸大夫が立ち合えない場合は、高橋景春・若松盛秀の判断を尊重し、兩人が立ち会う時は、諸大夫はいなくとも勘定場へ時々参る事とした。二つ目には、見分の日は、高橋・若松兩人の指図を受ける事、このほかは何事も遠慮無く何方へも見分するべきで、領地の作柄も見分人が同道して参る時にはその命に従うべき事、とした。

同九年十月十三日、兼香は、入江則信・入江則明・難波定規ら諸大夫に申し渡し、入江則信は、当時、諸大夫が無人なので宿番を免じ、不参の時の届け出を義務づけた。一方、難波定規には、番のことを入江則明と相談して勤仕するようにし、日勤して宿刻限に交替することとした。

そしてもし用事があれば、誰かに連絡するようにと伝え、入江則信が不参の時は、今までのように、高橋景春・若松盛秀、小姓共に暇の事を伝えることとした。さらに、入江則明に伝えて、難波定規に下宿替をするように指示し、時刻を違えること無く弁えるように伝えた。

同九年十一月一日、北小路右近へ内々、進物方の役義を申し付け、若松盛秀・高橋景春が不参の時に代役とすること、長屋を借り祖母・母等も一緒に入るよう申し渡した。同年十一月十六日、兼香は諸大夫らが無人の時は、高橋景春・若松盛秀を使い遣わすこととし、高橋景春・若松盛秀兩人が旧臣なので、正月二日の参賀を許すこととした。

同九年十二月二十一日、父常定の死去にともない難波家を継いだ定規は、扶持以下は常定のごとく給することが申し渡され、その後、礼のため出仕させ、兼香から、幾久しく勤めるよう告げられた。また北小路右門を一条家に雇うことにし、御前の事は他言無き様に申し聞かせ、誓詞を差し出させて、翌晩から当家の宿番を申し渡した。

このように、同九年には、諸大夫の少ない状況に対して、近習の者か

ら人材を登用し、諸大夫の業務の補完の措置を行おうとしていた。そして、同十二年九月二十二日には、若松盛秀（病氣再発により故障）男盛興を新諸大夫に取り立てることとした。以降、享保期には、近世初期から続く旧家としての難波・入江・保田家に加えて、いくつか新諸大夫として取り立てを行っており、これを一覧にすると表2のようにまとめることができる。<sup>28)</sup>表2は、享保期における難波・保田・入江各家の諸大夫のほか、新規に諸大夫に取り立てられた家ごとに、判明した生没年と継嗣または取り立ての日付を示したものである。表2には、「公家鑑」を典拠としてまとめた表1に記載のない者の名も上がっており、譜代の三家の諸大夫以外に、臨時的に諸大夫への取り立てを行って、補完を図っていたことがわかる。

同十二年十二月二十六日には、兼香は、諸大夫の入江則明と難波定規を通じて、高橋景春と吉田右近に対して、今後、勝手向を担当することを伝え、奥向はじめ家政全体にわたって儉約を実行していくことを指示し、次の史料6のように申し渡した。ここにおいて、これまで検討課題としてきた勝手方の役向きを確定し、家政運営の改善を図ったのである。史料6（享保十二年十二月二十六日条）

#### 被 仰渡之覚

一当季御勝手向之儀、必死と御手支二付、段々被申上候趣被聞召分候、依之向後御勝手向之義、不限奥口全体兩人江御任七被遊候間、然上者、右之以御趣意拙者共江茂無遠慮御儉約之筋堅ク相立、勿論至末々迄茂痛無之様可被相勤旨

御命候也、

享保十二年十二月廿六日

入江刑部大夫 印  
難波内蔵権頭 印

（高橋景春）  
村田主税助殿

表2 享保期の一条家諸大夫一覧

諸大夫家	諸大夫名1	諸大夫名2	諸大夫名3
難波 (藤原)	常定 (千秋季明男) (寛文12年～享保9年)	定規 (常定男) (元禄12年～延享2年)	定直 (定規男) (享保16年～寛政11年)
	元禄10年 正六位下大蔵大丞	正徳4年 正六位下宮内大丞、享保8年 継嗣	寛保4年 正六位下右衛門大尉
		享保15年12月11日 遠慮、同16年12月16日 隠居	
保田 (藤原)	盛福 (佐伯義福男) (元禄6年～享保元年 自害)	忠辰 (入江則信男、則明弟、重千代) (享保6年～宝暦10年)	
	享保元年 乱心自害	享保16年2月21日 正六位下縫殿助、保田家相続	
入江 (藤原)	則信 (則定男) (寛文9年～享保12年)	則明 (則信男、市之助) (宝永元～宝暦10年、享保16年 隠居)	則韶 (則明男、則有) (元文3年～文化3年)
	貞享2年 正六位下縫殿助	享保3年 正六位下治部少丞、元文5年 従四位下	延享3年 正六位下治部少丞
油小路	兵部丞		
若松 (藤原)	盛秀 (盛貞男、主殿) (天和3年～寛保2年)	盛興 (盛秀男、富之丞) (正徳4年～ )	
	享保4年6月6日 諸大夫申渡し	享保12年9月2日 諸大夫新家取立	
村田 (高橋)	景春 (主税) 西市正、民部丞		
	享保19年12月19日 諸大夫同格ニ被仰付		
原 (橘)	忠貞 (赤井忠次男) (明暦2年～享保12年)	忠貞 (北村峯貞男) (宝永2年～宝暦7年)	
	享保4年 為一条家諸大夫候大乘院御門跡	享保16年 正六位下若狭守	
白川 (藤原)	晴常 (元禄13年～ )		
	享保18年 正六位下淡路守新家取立、諸大夫		
(藤原)	信有 享保19年12月19日 新家取立、諸大夫		

\* 「兼香公記」、『地下家伝』、「一条家諸大夫家伝外」、「地下官人家伝廿一」、「新校正御公家鑑」をもとに作成

吉田右近殿

そして同十五年十二月十一日、兼香は難波定規・入江則明・若松盛興・高橋景春・若松盛秀ら諸大夫・近習を召し出し、申渡しを行った。それは、近年何事も自分勝手に甚だ増長して慎まず、諸事一同で申し合わせるべきところ我意に任せて指示を行うなどの行為に對して、兼香自らが筆をとって、史料7のごとく難波定規への処罰を行ったのである。

申渡し之儀

- 一去ル夏勝手向之儀ニ付、稲川市右衛門書付之趣意不顧私意、及相談不出来成仕形、勿論似于為テ其筋不分明甚愚蒙之事、对当家不届之至候、併彼ノ者他家之為仕官之間、追而可及了簡事、
- 一定規儀、近年全挿私意諸事一分江可引受所意ニ相見、旁不叶予意年来右之所存依有之、自然ニ当夏之一件ニ茂令組事、甚不埒之至候事、
- 一當時定規儀為家長、而不埒之彼ノ者に属シ及内談候儀、不応予意不予之至候事、
- 一当家之風儀、兼而家僕輩可有覚悟之所、其長依不得心以我意紛敷事出来、惣躰不依一事、平生為長臣之身、而其已下之不顧善惡、一分之任所意不応其任事、
- 一近年諸事之仕形、以我意下知等有之由他所風聞、出入之事迄及取沙汰候、且内証向江之儀俣不相尋、而其身不相応之儀共有之、全不愼之至、甚当家之掟ニ不叶不届之事、

右之条々、依不愼自今日遠慮之儀申渡候事、併定規仕形之儀、深重而可令下知之条、先表向称所勞引籠可令禁息者也、向來傍輩并他所之輩江於私宅参会必無用候事、

戊

十二月十一日（以下中略）

御家僕之銘々江被 仰渡事

- 一此度内蔵権頭儀役柄ニ付、諸事依不愼遠慮被 仰付候華、近年御家僕上下共御儉約ニ事寄セ、不届之仕形共有之由達御聞候、尔来上下銘々心を附可相勤事、
- 一御役儀被 仰付候銘々、其役柄を守り相勤可申候、至末々不礼・不作法等無之様可仕事、
- 一此度於内蔵権頭事、他所輩江堅沙汰之儀可相愼候、且 禁息中權頭宅江上下者共出入之儀堅可為遠慮事、
- 一上下共御役懸り之銘々、向後一分之私意を以相働於無相談者、御吟味之上可有
- 一上下共御奉公之筋、不限昼夜大切心得可相勤事、
- 一右条々、此度被 仰渡候間、御家僕急度可相守者也、

戊

十二月十一日

奥江被 仰渡覚

- 一此度内蔵権頭義、諸事不愼之義有之、向後遠慮被 仰付候、依之、母儀栄祢江、尔今御機嫌窺之義御差留之間、局惣中々文通往来堅無用候事、
- 一向來表之面々江、諸事・雑談無之様互ニ相心得可申事、併 御幼少之御方様も被為有候事故、其品相見合窺候、而御下知次第第二可仕事、
- 一惣医者共祇候之節茂奥・表之者共、互申合他所之取沙汰無之様可仕事、
- 一唯今ニ而者、別而御幼少之御方様方被為有候条、不限昼夜弥申合

御大切二可仕事、

一局之廻り、火之用心随分心附可申事、

右之趣、被 仰付候間、各無油断可被相勤候事、

戌

十二月十一日

兼香は、史料7のように、享保十五年夏に勝手向の件で、兼香祖母の実家である岡山藩（藩主池田継政）の京都留守居稲川市右衛門が何か不正を働き、そのことを当主に相談もせず、加えて自ら関与するなどの不届きがあり、一条家の家風を弁えず、日頃から善悪の分別もなく、近年の所業も我意に任せて下知に及び、身分不相応で慎み無く一条家「掟」に違背するなど、難波定規の罪状を五点にわたって挙げ連ね、兼香自らが遠慮処分を申し渡した。処分を申し渡した後、入江則明・高橋景春・吉田右近・若松盛秀等に今一度、書付の内容を確認させた。そして高橋景春には、先代より一条家の家風を存知していることから、年老として油断無く役柄を勤めること、吉田右近には、幼年より仕えているので、なお油断無く心得る事、などを申し伝えた。<sup>29)</sup>

そして、高橋景春・吉田右近には、候所において表・奥に当主の意向を伝えさせた。難波定規は、「役柄二付不愼之儀共」があつたことで遠慮に処したこと、難波定規の件にかかわり、家臣に対し、近年家臣が儉約にこと寄せ不正を行ったことが伝わってきており、十分に留意して勤めること、役柄を守り無礼・無作法無く勤めること、難波定規には接見を行わないこと、今後少しも私意を加えず当主の命に従うこと、奉公の心得を持ち昼夜無く勤めること、など五か条にわたって仰せ渡し、奥へは、難波定規母榮祢への挨拶は差し止めとし文通も無用とすること、表の家臣に雑談をせぬよう互いに心得ること、医者らが祇候した時も奥・表の者は申し合せ他所の話をしないようにすること、当時は特に幼少の

子息がいるので昼夜に限らず大切にすること、火の用心を心付けること、などの五か条を仰せ渡した。

このように、難波定規の処罰を機会に、表の家臣に礼儀作法の励行から「私意」無く奉公に励むことなど、家臣への教えを説く一方、奥へも品性を大切にして業務を遂行することを令じた。定規の処罰にかかわり、家臣の編成替えを行う必要が生じるが、それは次のような変更を行った。同十五年十二月十六日、藤原盛興・入江則明・吉田右近ら呼び、蔵の記録や道具の管理については、人員が不足していることもあり、若年の者へも仰せ付けること、「奉公列判之儀」（神文誓詞）は入江則明が把握することなどを申し渡した。そして、すべて御用は譲り合うこと無く奉公に努め、昼夜油断無くすべて無礼・無作法等無いようにすること、御前向はすべて道具等気をつけ粗末に扱わないこと、すべて御前向の事を他言しないことなど、三か条を規定している。

また、入江則明・藤原盛興・吉田右近らを召し出し、侍に対して、当番の際、常に詰所を空けることの無いよう勤めること、奏者所日記を書き損じたり落字等無いよう注意すること、諸方からの挨拶は間違ひなく上申すること、などを申し渡した。加えて、当主不在の時も、詰所や寢殿・殿上等掃除を行うこと、詰所が自堕落とならないよう慎むこと、仲間衆が外出中、ご用に差し支えないようにすること、などについても規定し、申し渡した。

同十七年閏五月三十日、近習に対して、次の史料8のような書付を申し渡し、番所や詰所における礼儀作法、接客の礼節、室内における穏当な態度など、「御家風」の外間を改善することを三か条にわたって規定した。

史料8（享保十七年閏五月三十日条）

覚

一番所其外何レ之於詰所茂、惣体不礼・不作法無之様人々相嗜、少事二而も無油断可心附事、

一堂上・地下二不限、御客有之時者、事静失礼不可有之事、并雖御留主、猶更万事大切ニ可相勤事、

一於部屋／＼猿ヶ間敷稽古無之、休息之内、事音便ニ可有之事、

右御儉約之御、惣体之儀、事不足ニ候得共、猶更御家風於他所悪敷取沙汰無之様、銘々大切ニ心懸可相勤之旨被 仰付候也、

享保十七年閏五月廿日

二兼香

又当時予・中納言以下於路頭礼節之事、又尋常取次礼節之事、此以後武家参上之時ハ、奥江可申入、其節諸大夫共歟近習者、依時宜可出逢之事、又別紙一通有之、且又青侍輩只乍口計令聞及、仍取次礼節頗有相違、其段無間違様申渡之、於此一件者、当時々々可有挨拶事云々、

同十九年十二月十九日、兼香は関白と対談し、諸大夫が不足していることから、二条家の例を引き、藤原信有を新家として諸大夫に取り立て、高橋景春を任官の措置はとらないが「諸大夫同格」とすることに同意を得て、以後、年始の陪膳に布直垂を着すこと、「勝手向御用之筋」は後に仰せ付けること、などを伝えた。

一章で述べたように、一条家の家臣統制にとって享保八年または九年が一つの画期となるが、兼香は、当主を軽んじる家臣らの言動を「騒乱」と認識し、強い指導が求められた。そして、勤務形態に手を加えるが、同十五年には、難波定規を「遠慮」処分にするなど、それまでの穏当な対応ではなく、強い対応策をとることにした。ここでは、難波定規の処分を機に新たな掟を申し渡し、家臣の「家風」の改善を意図した。その後の兼香の日記には、こうした家臣統制に苦慮する記述はみられず、概ね家臣統制の基盤づくりが整ったものと思われる。

おわりに―家臣統制の改革から朝廷制度の改革へ―

一条兼香は、家臣に対して小学講読の啓蒙を試みるほか、従来から諸大夫に課していなかった勝手向の仕事については、近習を新たに諸大夫に取り立てることで対応した。そして享保九年、父兼輝の制定した「家法」を再確認するとともに、運営上必要な措置を随時法度として制定してさらなる整備を目指した。しかし、諸大夫を筆頭に近習らの職務意識や行跡の改善は必ずしも望めず、同十五年諸大夫の一人難波定規を「遠慮」処分とし、家臣統制の引き締めを図った。さらに、家臣および奥の女中衆へも五か条にわたって追加法を発して家臣統制にあたったほか、同十七年には近習に三か条の法度を発して「家風」の秩序維持に当たった。

兼香と同様に家臣統制に苦慮し、家法を制定して統制に意を注いだ公家も他にも見出せる。清華・今出川家では、誠季（一七一三～一七四六年）が制定したものをとくに、孫の実種（一七五四～一八〇二）が加筆・分類・整理を行い、寛政二（一七九〇）年正月に家法「家内式目」を制定した<sup>30</sup>。この「家内式目」制定の背景には家内騒乱があり、天明七（一七八七）年、諸大夫が職務怠慢、奢侈を好み、私的な遺恨をもって要用を欠くなどの理由で遠慮処分とし、寛政四年には、諸大夫・侍・近習らが徒党・連判に及び、首謀者の諸大夫を遠慮に処した。今出川家の場合も、七才で他家から継いだ実種には、家臣統制に対する危機感が募り、家政の秩序維持には、家臣統制の格式を整えることが課題であった。

今出川家の家内騒乱とそれに対する家臣の処罰や家法の制定の時期が一条家よりも半世紀ほどずれているが、どちらも養子としての継嗣と諸大夫の違乱という同様な課題を抱えていた。一章冒頭で言及した松田氏の指摘によれば、幕末期の諸大夫の当主に対する意識として、あくまでも家臣ではなく「伺候」しているに過ぎないとの理解が抽出されている

が、一条家当主側からすれば、学問による啓蒙や新たな法制を制定するなどの措置を通して「家風」の改善とともに家臣統制の改革を必要とした。特に、公家の中でも地下の集団を家臣として取り込み、その者たちの風儀の矯正は大きな課題であった。

撰家や清華家としては、「家風」の存続・維持をいかに図っていくかが大きな課題であり、地下の者たちの増長、位階の昇進を通じた身分秩序の混乱という事態に対して、いかに身分秩序を維持し、礼儀や秩序を存続していくか、抜本的な改革を行う必要があった。享保年間に、一条家当主としてそうした課題に取り組んだ兼香は、朝政に携わった時には、朝廷の改革、特に官位制度の整備を強く意識したものと思える。

兼香は、享保十三年に東宮傳を兼務することとなり、若宮の養育に当たることとなった。そして、同二十年に若宮（桜町天皇）の即位にともない、東宮傳を辞任するに至る過程は、まさに一条家の家政運営に難題を抱え、家臣の改革に当たっていた時期に当たる。兼香は、当時の諸家の服装が目新しいものとなっていることから、その日記に「諸家中、自元禄・宝永比有職為委細、然とも只好珍節時也、当時関白家義、当家流儀雖異事、凡以旧記加吟味事也、而公澄卿父子被為候、吟味不遂終候事も有之、定而此以後品々作法・色目等可出事也、当時義自陽明家被申上事、何事皆被用 主上・上皇共時也、若有存命者、予為当職之時可改正事欵」（享保二十年五月二十二日条）と記し、近衛家への對抗心とともに、宝永・元禄期以降の、諸家の新規な有職に対して、自分が関白になった時の改革への決意を記している。兼香は、元文二（一七三七）年関白・左大臣に就任し、天皇を補佐することになるが、こうした経験が官位制度の改革に結実し、朝政の中心となって改革に取り組んだと思われる。そして改革を通じて朝廷全体の身分秩序を立て直し、撰家を頂点とする、自らの権力強化を目指すものとなったと考えられる。<sup>31)</sup>

橋本政宣氏は、寛延三（一五七〇）年の「官位御定」という一連の官位制度改革に着目し、その改革の内容と意味を明らかにし、朝廷の官位制度改革の要因に、一条兼香・道香父子の役割とともに、中御門天皇の意志の継承と桜町天皇の朝威高揚の精神に重点をおいている。<sup>32)</sup> 一方、元文四（一七三九）年、幕府は武家伝奏に命じて、僧位・僧官や医師・絵師の官位について諸門跡に問い合わせさせ、官位叙任制度の確認を行わせたが、高埜利彦氏はこの幕府の官位制度の管理の動きに着目し、その後の朝廷内の官位制度改革に連動したことを見通している。<sup>33)</sup>

確かに関白となった兼香は、元文三年、將軍徳川吉宗の伝言を伝えるに來た所司代土岐頼稔と対談し、幕府より和歌や有職・漢学などで名声ある者に学問料を下賜したい旨を伝えられたほか、「諸家風俗之事是かろく之若ハ衣冠・狩衣」「神階之事」「十七ヶ条之事是十七ヶ条ニ只今有相違不審之義也」などの点についても意見交換を行っている（元文三年十月十九日条）。このように、公家の風俗や禁中法度の条文にかかわる課題に対して、所司代と関白とが互いに意見交換し、朝廷統制の維持を図っていたことがうかがえる。兼香は、朝廷内での実権をにぎると、この路線をさらに推し進めて、寛延期には朝廷制度、特に官位制度の改革に乗り出し、「官位御定」の発布へと進めていったものと考えられる。

本稿では、元文期以降の動向については十分に明かにできなかった。寛延期の官位制度改革に至る経緯について、なお一層の考察が必要とされるが、今後の課題としたい。

注

- (1) 山口和夫「朝廷と公家社会」〔日本史講座6 近世社会論〕東京大学出版会、二〇〇五年、一三二頁。
- (2) 松澤克行「近世の公家社会」〔岩波講座日本歴史12 近世3〕岩波書店、

二〇一四年)。このほか、橋本政宣『近世公家社会の研究』(吉川弘文館、二〇〇二年)、李元雨『幕末の公家社会』(吉川弘文館、二〇〇五年)がある。

(3) 登谷伸宏『近世の公家社会と京都―集住のかたちと都市社会―』(思文閣出版、二〇一五年)。

(4) 冷泉貴美子『幕末の冷泉家』(冷泉為任監修『冷泉家の歴史』(朝日新聞社、一九八一年)、村山修一『安土桃山時代の公家と京都』(花輪書房、二〇〇九年)など、公家の一家の歴史を描いたものもある)。

(5) 新見吉治『五撰家の家礼と家臣』(徳川林政史研究所『研究紀要』昭和四十六年度、一九七二年)。

(6) 中村佳史『撰家の家司たち』(身分的周縁と近世社会8 朝廷をとりまく人びと)吉川弘文館、二〇〇七年)。

(7) 石田善明編『近衛家家司瀧家関係文書―撰関家家司の残した記録―』上下巻(非売品、二〇一一年)。緑川明憲『豫楽院鑑 近衛家勲公年譜』(勉誠出版、二〇一二年)もある。

(8) 松田敬之『幕末・維新时期における撰家一条家家臣団の動向と朝臣意識』(東京大学史料編纂所研究成果報告二〇一三―一五『近世の撰家・武家伝奏日記の蒐集・統合化と史料学的研究 平成22〜25年度科学研究費補助金基盤研究(B)』研究代表者・松澤克行、二〇一四年)。

(9) 松田敬之『近世期官方・撰関方殿上人に関する考察―若江家所蔵文書を中心に―』(『大倉山論集』四九、二〇〇三年)。

(10) 箱石大『近世堂上家家臣の編成形態について―清華・広幡家の家臣を事例として―』(徳川林政史研究所『研究紀要』二七、一九九三年)。

(11) 藤實久美子『近世後期西園寺家の家臣―諸大夫を中心に―』(『学習院大学史料館紀要』一〇、一九九九年)。

(12) 拙稿『近世公家の家内式目と家臣統制―清華家・今出川家を中心に―』(『東京家政大学人間文化研究所研究紀要』四、二〇一〇年、のち『近世朝廷の法制と秩序』山川出版社、二〇一二年に再録)及び『近世公家の家内騒動と家臣統制』(『東京家政大学人間文化研究所研究紀要』六、二〇一二年、のち『近世朝廷の法制と秩序』に再録)。

(13) 尾脇秀和『公家家来と百姓の老人両名』(『地方史研究』六二―六、二〇一三年)。

(14) 西村慎太郎『近世後期堂上公家勸修寺家の雑掌について―藏人所衆地下官人袖岡文景「家記」を事例に―』(『史料館研究紀要』三四、二〇〇三年、のち『堂上公家雑掌の地下官人』『近世朝廷社会と地下官人』吉川弘文館、二〇〇八年に改稿)。

(15) 尾下成敏『天正・文禄・慶長期における公家家臣の境涯―西洞院家の家臣板屋左近丞の事例―』(『細川涼一編生活と文化の歴史学生・成長・老い・死』竹林舎、二〇一六年)。

(16) 松田敬之『冷泉家の家司達―中川清基日記の紹介―』(『志くれている』七二、二〇〇〇年)。

(17) 田中潤『門跡に出入りの人びと』(前掲『身分的周縁と近世社会8 朝廷をとりまく人びと』)。

(18) 前掲拙稿注(12)。

(19) 一条兼香の日記『兼香公記』については、すでに橋本政宣氏が指摘しているが(前掲注(2)、本記が宝永三(一七〇六)年から宝暦元(一七五二)年までの四十六年間に二七四冊という膨大な謄写本が東京大学史料編纂所に所蔵され(二〇七三―一八)。別記は寛保三(一七四三)年から延享四(一七四七)年まで十九冊が存する(二〇七三―二二)。本稿は基本的に、右の謄写本の記述によっている。兼香に関しては、山口和夫『近世の朝廷・幕府体制と天皇・院・撰家』(『王権を考える―前近代日本の天皇と権力』山川出版社、二〇〇六年)が、垂加神道への接近と朝廷神事再興とのかかわりから考察を行っている)。

(20) 『一条家譜』(東京大学史料編纂所所蔵、四一七五―一六三三)。平井誠二『江戸時代の公家の精神生活―一条兼輝を中心として―』(『大倉山論集』二十五、一九八九年)が、一条兼輝に継嗣が生まれなかったことから、元禄十四(一七〇二)年に鷹司房輔の末子である後の兼香を養子とし、一条家の継嗣としていることに言及している)。

(21) 朝暮研究会編『人文叢書1 近世朝廷人名要覧』(学習院大学人文科学研究所、二〇〇五年)が『公家鑑』の記載の情報をまとめている)。

- (22) 前掲注(21)。
- (23) 中村氏前掲注(6)によれば、幕末期の二条家では諸大夫・侍・御用人のうち数名が勝手掛を勤めている。
- (24) 「兼香公記」享保六年十二月四日条によれば、「或人曰、此間院両伝奏迄自関東老中三人有書札、是堂上之中、博奕富被向茶屋御不行跡面々有之」などの記述がみられ、同七年六月六日に「遊女所・博易・富之類令制禁」が出されている。
- (25) 享保七年八月七日条。実際、「享保日次記」享保七年八月六日条(京都大学附属図書館所蔵、中院Ⅳ)には「富一件之者共、今日召出無構御赦免申渡候而申来、委曲在別紙」と記され、富一件で処罰を許されていたことがわかる。
- (26) 一条兼輝も宗順を招いて近思録を講じてもらっている(延宝九年)。平井論文前掲注(20)参照。
- (27) 「兼輝公記」延宝七年二月二日条(東京大学史料編纂所所蔵、二〇七三―一二九)。
- (28) 前掲注(21)『人文叢書1 近世朝廷人名要覧』によれば、享保五年の諸大夫には「押小路兵部丞」の名が記載されているが、「兼香公記」には見出すことができない。今後、検討する必要がある。
- (29) 享保十六年十二月十六日、難波定規は蟄居を宥免され、隠居となり、四人扶持(母栄祢へ二人扶持)が遣わされることとなり、定直(一七三一年―一七九九年)が難波家を継いだ(『覆刻 日本古典全集 地下家伝四』現代思想社、一九七八年、一二三三頁)。
- (30) 前掲拙稿注(12)。
- (31) 宝暦三年(一七五三)には、公家の家臣に「主人ニ權威無礼成輩も有之候」という状況があり、摂政近衛内前が「摂家・宮方・門跡方其外惣而堂上江無礼之儀無之様」(東京大学出版会刊『公武御用雑記 兼胤記』宝暦三年五月十四日条)にと厳命している事例が見出せることから、宝暦期に至っても、公家内部における身分・階級の動揺が課題として残され、さらなる摂家による強い指導力が必要とされる事態があった。
- (32) 橋本政宣「寛延三年の『官位御定』をめぐる」(『東京大学史料編纂

所研究紀要』二号、一九九一年、のち『近世公家社会の研究』吉川弘文館、二〇〇二年に再録)、同「桜町天皇の官位制度改革と朝威の覚醒」(『將軍吉宗と宮廷』雅、二〇〇〇年、のち『近世公家社会の研究』吉川弘文館、二〇〇二年に再録)。

(33) 高埜利彦「近世の僧衣僧官」(『論集きんせい』四号、一九八〇年、のち『近世日本の国家権力と宗教』東京大学出版会、一九八九年)、同「後期幕藩制と天皇」(『講座・前近代の天皇2』青木書店、一九九三年、のち『近世の朝廷と宗教』吉川弘文館、二〇一四年に再録)。高埜氏は、拙稿の報告(後述、朝幕研究会例会報告)に対するコメントで、寛延三年の「官位御定」の成立の背景に吉宗政権の政策が重要な役割を果たしたことを主張され、ご助言を賜った。

付記 本稿は、二〇一六年七月十九日朝幕研究会例会(於 学習院大学)で報告したもの(「近世摂家の家臣統制と家内秩序」をもとに成稿した)。高埜利彦氏はじめ朝幕研究会の皆様にはたいへんお世話になった。記して謝意を表したい。また、平井誠二氏には、「一条家諸大夫家伝外」(今江廣道氏旧蔵)および「地下官人家伝」廿一(京都府立総合資料館歴史資料課所蔵「下橋家資料」のうち)の閲覧をさせていただき、松澤克行・松田敬之両氏にも多くのご教示を得た。あわせて謝意を申し上げます。